

第 74 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立東灘体育館ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立東灘体育館	神戸市中央区御幸通4丁目2番20号 S & Nスポーツマネジメント神戸 代表者 シンコーススポーツ兵庫株式会社 代表取締役 石崎 健太	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
神戸市立中央体育館		
神戸市立ポートアイランドスポーツセンター	神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号 神戸市立ポートアイランドスポーツセンター運営事業体 代表者 公益財団法人神戸市スポーツ協会 代表理事 國井 総一郎	令和5年4月1日から令和9年3月31日まで
神戸市立須磨体育館	神戸市中央区御幸通4丁目2番20号 S & Nスポーツマネジメント神戸 代表者 シンコーススポーツ兵庫株式会社 代表取締役 石崎 健太	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
神戸市立垂水体育館		
神戸市立西体育館		

理 由

神戸市立東灘体育館等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。